公益信託菱和設備創立記念奨学基金第一期決算公告

一、事業概要
　奨学金支給事業未実施。
二、財産目録（平成二十六年三月三十一日現在）
資産合計　五九、八一八、一九一円
負債合計　〇円
正味信託財産　五九、八一八、一九一円
平成二十六年七月八日
静岡市葵区呉服町一丁目一〇番地
公益信託菱和設備創立記念奨学基金
受託者　株式会社静岡銀行

配当公告

兵庫県川西市大和東一丁目九八番地の一七
破産者　名和　道紀
右の者に対する大阪地方裁判所平成二十五年（フ）第二八〇八号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。
一、配当手続に参加することができる債権の総額
　金四、四一五、〇五二、九九六円
一、配当することができる金額
　金二二、五七二、一〇三円
平成二十六年七月八日
大阪市中央区備後町二丁目四番六号森田ビル六階　アイマン総合法律事務所
破産管財人　弁護士　待場　豊

配当公告

大阪市中央区島町一丁目四番七号六〇四号
破産者　株式会社エヌ・ブラッド
右の者に対する大阪地方裁判所平成二十四年（フ）第六三〇号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。
一、配当手続に参加することができる債権の総額
　金四、〇〇八、四六四、三〇四円
一、配当することができる金額
　金七二九、〇三九、五二四円
平成二十六年七月八日
大阪市中央区備後町二丁目四番六号森田ビル六階　アイマン総合法律事務所
破産管財人　弁護士　待場　豊

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市白石区菊水上町三条三丁目五二番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　野上　ツヤ
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十六年七月八日
事務所札幌市中央区南一条西一三丁目三一七番地三　フナコシヤ南一条ビル八階　岡崎拓也法律事務所
相続財産管理人　弁護士　岡崎　拓也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県上北郡横浜町字横浜三六番地、最後の住所青森県上北郡横浜町字椛名木九番地二
被相続人　亡　越膳　律子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十六年七月八日
青森市長島二丁目一〇番五号　富士火災青森ビル七階　木下綜合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　木下　晴耕

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県東津軽郡瀧内村大字浪館字平岡一二七番一号、最後の住所青森県東津軽郡瀧内村大字浪館字平岡一二七番一号
被相続人　亡　秋元粕太郎
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十六年七月八日
青森県青森市長島二丁目二五番一号　太陽生命青森ビル七階
相続財産管理人　弁護士　竹中　孝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大分県佐伯市大字海崎七四番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　櫻井　文雄
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十六年七月八日
仙台市青葉区二日町一―二三アーバンネット勾当台ビル一〇階　宮澤綜合法律事務所
相続財産管理人　丸山　水穂

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県仙北市角館町山根町二一番地一、最後の住所埼玉県さいたま市見沼区春野一丁目三番一―一〇三号
被相続人　亡　田村　一洋
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十六年七月八日
埼玉県川口市幸町三丁目一〇番地二号東商ビル五―五C
相続財産管理人　弁護士　菅原　啓高

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県秩父郡皆野町大字皆野一五一番地四、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　川田　弥助
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十六年七月八日
埼玉県秩父郡皆野町大字皆野二五六番地一
相続財産管理人　関根　泉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県さいたま市南区大字大谷口一二六五番地二九、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　松崎　恵一
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十六年七月八日
事務所埼玉県さいたま市浦和区岸町七―一二―一　東和ビル四階
相続財産管理人　弁護士　徳永美之理

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県銚子市笠上町五九〇〇番地、最後の住所埼玉県草加市新善町三五四番地六
被相続人　亡　坂尾　友子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十六年七月八日
埼玉県越谷市弥生町一―四　越谷弥生ビル七階　ポプラ法律事務所
相続財産管理人　弁護士　岡本　毅

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都港区白金台三丁目一六番、最後の住所東京都港区白金台三丁目一六番一〇―五〇二号
被相続人　亡　中島みち子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十六年七月八日
東京都中央区銀座二―五―五共同ビル西銀座四階寺本法律会計事務所
相続財産管理人　弁護士　寺本　吉男